

<祈りのすすめ>

それで、アベルの血から祭壇と神殿との間で殺されたザカリヤの血に至るまで、世の初めから流されてきたすべての預言者の血について、この時代がその責任を問われる。そうだ、あなたがたに言うておく、この時代がその責任を問われるであろう。(ルカによる福音書 11:50-51)

主イエス・キリストは、ある律法学者に対して「あなたがたは、わざわざである。預言者たちの碑を建てるが、しかし、彼らを殺したのは、あなたがたの先祖であったのだ。だから、あなたがたは、自分の先祖のしわざに同意する証人なのだ。先祖が彼らを殺し、あなたがたがその碑を建てるのだから」(ルカ 11:47-48)といわれました。私たちは、戦争罪責を覚えつつ、敗戦後75年目の夏を過ごしたわけですが、それが単に過去を反省し、犠牲者を記念だけの行為であったなら、「先祖のしわざに同意する証人」との指摘を受けるほかないでしょう。

主は、「アベルの血から祭壇と神殿の間に殺されたザカリヤの血に至るまで、世の初めから流されてきたすべての預言者の血について、この時代が責任を問われる」といわれました。この言葉は、私たちにこそ向けられていると感じます。先祖がなした悪のわざに直接かかわっていなかった後の世代に対して、主は時代の責任を問われました。たとえ私たちが過去を掘り起こし、先祖の罪責を告白し、二度と同じ過ちを繰り返さないという誓いを立てたとしても、果たして私たちは「先祖のしわざに同意する」以上のことができるのでしょうか。私たちは、自分自身の犯す罪の負債すら支払うことができず、「世の初めから流されてきたすべての預言者の血」の責任をとることなど、到底できるはずがありません。

しかし、主が私たちに時代の責任を問われ

るのは、決して不当な要求ではありません。罪は世の初めから累積し続けており、その責任はずっと問われ続けており、積もり積もっていまの時代に至っていることは確かです。それでは、主は、ここで罪に対する敗北を宣言しておられるのでしょうか。断じてそうではないでしょう。私たちは、むしろ、主がみずから、世の初めから流されてきたすべての血の責任を引き受けるために、ご自身の血を流される覚悟を決めておられることをひしひしと感じます。「この時代」といわれたのは、第一義的に、主イエスが十字架にかかれた特別な時代を指しています。主は、すべての罪を一身に引き受けたもう決意表明をなさり、それを実行されました。私たちは、主があつた時代に果たてくださった贖いのみわざの適用を受けたものとして、いまの時代の責任を問われているのです。このことに畏れと感謝をもって応えなければなりません。

パウロは「罪の増し加わったところには、恵みもますます満ちあふれた」(ローマ 5:20)と証しました。私たちは、この時代、先祖からの罪がいよいよ増し加わってきていることを覚えつつ、恵みもますます満ちあふれていることを証ししなければなりません。それこそが、主の成し遂げられた贖いのみわざにあずかっている私たちが、この時代において果たすべき喜ばしい使命にほかなりません。

<祈り> 父なる神様、この邪悪で曲がった時代に、私たちがキリストの果たして下さった贖いのみわざに栄光を帰することができますように。 小塩海平(東京告白教会長老)

## 新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす（19）

芳賀 繁浩（豊島北教会牧師）

**Q17** 教会と国家との関係をどのように考えるべきでしょうか？

A 神は、人間の罪と墮落とのゆえに混乱と無秩序が生じないように、国家に法的な秩序を与えて公平を維持させ、人はそれらを福音宣教に役立てる責任を与えられています。

国家の権威や力やその他一切のことは、神の委託の中に位置づけられているのです。ですから、国家を絶対化して、わたしたちの唯一の生きるよりどころと考えることはできません。絶対的なものは常に神の主権と支配であり、教会はこの権威にのみ栄光を帰し、その他のあらゆる権威や力を相対的なものとするのです。

しかし国家は、一つの権力機構として、その相対性をわきまえることなく、委託に仕えるべき神の僕であることを忘れて、自己目的のためにその権能を限りなく拡大する傾向に陥りやすいものです。その時教会は神の委託を果たし得るように、国家としての本来の使命に立ち帰るように、証しし祈り、警告し抵抗する責務を担っています。

神の国が完成する時には、キリストはすべての権威を滅ぼして、国を父なる神に渡されます（I コリント 15 章 24 節）。その時が満ちるまで、地上の教会は存続し、神から与えられた権能を果たし続けるのです。教会は地上の国家の中であって、神の国の到来を待ち望みつつ、神の国の福音の宣教とその証しを委ねられています。

**新 A17** 「バルメン宣言」の第 5 テーゼは、「神をおそれ、王を尊びなさい。」（I ペテロ 2:17）を掲げて、教会と国家の関係について次のように教えています。

「国家は、教会もその中にあるいまだ救われないこの世にあって、人間的な洞察と人間的な能力の量（はかり）に従って、暴力の威嚇と行使をなしつつ、法と平和とのために配慮するという課題を、神の定めによって与えられているということを、聖書はわれわれに語る。教会は、このような神の定め之恩恵を、神にたいする感謝と畏敬の中に承認する。教会は、神の国を、また神の戒めと義とを想起せしめ、そのことによって統治者と被治者との責任を想起せしめる。教会は、神がそれによって一切のものを支えたもう御言葉の力に信頼し、服従する。」

そして二つの事柄を退けています。

「国家がその特別の委託をこえて、人間生活の唯一にして全体的な秩序となり、したがって教会の使命をも果たすべきであるとか、そのようなことが可能であるとかいうような誤った教えを、われわれは退ける。」

「教会がその特別の委託をこえて、国家的性格、国家的課題、国家的価値を獲得し、そのことによってみずから国家の一機関となるべきであるとか、そのようなことが可能であるとかいうような誤った教えを、われわれは退ける。」

歴史的には、国家が教会の役割を果たそうとする過ちよりも、教会が国家の役割を果たそうとする過ちを犯すことの方が遙かに多かったことを私たちは忘れてはならないでしょう。

ローマ皇帝コンスタンティヌスによってキリスト教が公認され、さらにテオドシウス帝によって国教とされるに至って、迫害されていた教会が今度は迫害する側に回ります。

ユダヤ人迫害をはじめ、アレクサンドリア図書館の破壊に代表されるような異教徒への迫害（エジプトの女性天文学者ヒュパティアの虐殺を描いた映画「アレクサンドリア」〔2009 年〕は必見です）、中世の異端審問、近世の魔女裁判、ジュネーヴでのセルヴェトゥスの火刑に至るまで、教会による加害の歴史を直視することなしに、教会が「信仰の自由」を訴えてもそれは空しく響くだけでしょう。

< 誌上協議会 >

第 786 号（2020 年 7 月号）に掲載された小塩海平委員（今年度靖国問題全国協議会の講師予定者）の小論考に対して、3 通の賛同のご意見、1 通の批判意見、1 通の企画への質問が寄せられました。その中から、批判意見を以下にご紹介いたします。

## ヤスクニ通信 第 786 号「安全・安心の教会でいいのか？」への疑問

札幌豊平教会長老 武藏 学

靖国神社問題特別委員会のお働きに感謝し、「あらゆる人に対して、教会が門戸を開いているべき」とのご意見には賛同しつつ、医療現場に立つ者としての意見を述べる。新型コロナウイルス感染症の脅威は、第 1 に感染者の多くが軽症か無症状で、かつ症状の出る数日前から感染性を有し注意すべき対象者を特定できない、第 2 に予防ワクチンが利用できない、第 3 に特效薬が無い、という点にある。「三密」を避けて換気し、マスク装着・手指消毒をしても感染の危険性があり、感染したら治療法も無いことの認識が必要である。高齢者と持病のある者が重症化し易く、重症化率は約 20%。教会には持病を持つ高齢者が集う。一たび教会でクラスターが発生すれば、教会員の家族や職場、地域へと感染が拡散し、重症者数によってはその地域の医療体制が崩壊する。感染症のみならず他疾患の医療も頓挫し、その犠牲になるのは弱者、貧困層であることは欧米の状況が明示している。

小塩長老は「主の日の礼拝がクラスターの発生源となる危険は小さくない。」とそのリスクを認めている。では、そのリスクをどう抑えるのか？それが現実となった時、社会にどう責任を取るのか？その事に触れないまま、礼拝出席に伴う多くのリスクの一つであるとし、「礼拝は主の日ごとに時と所を定め秩序を正して行われなければならない」と主張される。しかし、礼拝を守ることと感染リスクを減じることが同時に希求されなければならない。そうでなければ「心をつくし、精神をつくし、思いをつくして、主なるあなたの神を愛せよ。これがいちばん大切な、第一の戒めである。第二もこれと同様である、自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」（マタイ 22 章 37～39）との主の戒めに抵触してしまう。その点で、時と所を定め、牧師と長老が礼拝を守ってオンラインで配信し、訪問者があれば対応する方策は決して教会の自殺行為などではない。

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
総務大臣 高市 早苗 様  
文部科学大臣 萩生田 光一 様  
環境大臣 小泉 進次郎 様  
一億総活躍担当大臣 衛藤 晟一 様  
経済再生担当大臣 西村 康稔 様

2020年8月20日  
日本キリスト教会  
靖国神社問題特別委員会  
委員長 古賀清敬

## 靖国神社参拝・玉串料奉納に対する抗議声明

貴職らは8月15、16日に靖国神社参拝を行なったが、これは特定の宗教法人への優遇的関与を行うことにより、信教の自由（憲法第20条）および政教分離原則（第89条）を侵害するものであり、強い抗議の意を表明する。

内閣の一員である貴職らの、とりわけ当該宗教法人にとって特別の日における参拝、さらに報道機関に向けての発言は「「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」（憲法第20条1項）、また「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」（同3項）の明白な侵害である。

さらに、「これ（参拝）がニュースにならない日が来るのを望む」（小泉進次郎氏）や「戦没者をどのように追悼するかは国ごとに任されているので、外交問題にしてはならない」（高市早苗氏）、さらに「日本人として素直な気持ちで参拝をさせていただいた」（西村康稔氏）との言明は、憲法第20条2項の「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」に反して、国民にも参拝するのが当然であるかのように吹聴し、間接的に強要する悪質な扇動である。「日本では靖国神社で戦没者を追悼するように任じた」などという事実も法的根拠も一切存在しない。

まして靖国神社はかつての侵略戦争の罪責を認めず、アジア解放のための戦争であったと美化している施設である。そこに公人が参拝するならば、日本がいまだに戦争を反省していない証左となり、諸外国から非難され外交問題となるのは当然である。「中国や韓国から言われることではない。」「そういう（報道機関の）質問の方が異常だ。」（衛藤晟一氏）との発言は、被害者の痛みを理解しようもしない傲慢な加害者の態度であり、アジアと世界の日本に対する信頼を損なうものである。

首相をはじめ、この5閣僚に示される現内閣の歴史認識の過誤と発言の稚拙さは、政治家としての資質をはなはだしく疑わせるものである。

欧米諸国も同様に植民地支配や侵略戦争を行っていたという事実は、日本の罪過を正当化する理由にはならない。それぞれが、与えた被害の責任を加害当事者として問われているのであり、それに真摯に応える態度こそ必要である。たとえアジア諸国からの批判が表面化しなくても、加害の歴史は記憶し続けるべきものであり、否認し、修正することはできない。

このような、かつての侵略戦争を悔い改めない憲法違反の行動は、東アジアの平和構築を妨害し、いたずらに緊張を煽り、国内外の惨禍を引き起しかねない愚行であることを自覚し、二度と繰り返さないよう強く求める。以上。

<編集後記>靖国参拝した閣僚らの発言に要注意。信教の自由への侵害は婉曲的な同調圧力でなされる/コロナ感染者は「罪人」ではない、と公言する時/安倍退陣、植民地支配と侵略戦争の加害責任は取らず仕舞い。(K生)

788号ヤスクニ通信 2020年9月13日  
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会  
発行人 古賀清敬 編集 小塩海平  
発行 芳賀繁浩(日本キリスト教会大会事務所)